

特集

こども・若者の
人権をめぐる取組

「第2章 2 こども」(21頁参照)においても、記述したとおり、いじめの重大事態の件数や児童虐待の相談対応件数が高水準で推移するなど、こどもを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。政府においては、こども家庭庁を司令塔に政府一体となって、取組を進めているところ、本特集では、こども・若者政策に関する枠組みといじめ防止対策や児童虐待防止対策等について、令和5年度における取組を紹介する。

○こども基本法

児童虐待の相談対応件数や不登校、小中高生の自殺、ネットいじめの件数が過去最高水準となるなど、こどもを取り巻く厳しい環境等を背景に、令和3年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが明記された。これを受け、「こども家庭庁設置法」(令和4年法律第75号)等が令和4年6月15日に成立し、令和5年4月1日から、こどもの権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が設置された。

こども家庭庁設置法等と併せて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法としてこども基本法が成立し、令和5年4月1日に施行された。こども基本法は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としているほか、憲法や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、こども施策に通底する基本理念を定めている。

こども基本法の概要	
目的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進する。
基本理念	① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されること ③ 全てのこどもについて、教育基本法の精神にのっとり教育を受けられる機会が等しく与えられること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に適切に、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参加する機会が確保されること ⑤ 全てのこどもについて、年齢及び発達に適切に、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑥ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑦ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに誇り喜びを感じて育つことのできる社会環境の整備
責務等	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力 ○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ○ 大綱の策を存続 ○ こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進等 ○ 関係行政機関相互の調整 ○ 会議は、大綱の策の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
白書・大綱	○ 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定 (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3部制の白書・大綱と一体的に作成)
基本的枠組み	○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
附則	施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方を検討

こども基本法の概要

○こども大綱

令和5年12月22日、こども基本法に基づく我が国初のこども大綱が策定された。こども大綱は、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものである。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。また、こども施策に関する基本的な方針として、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど六つの基本的な方針を定めており、こどもや若者に

関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することとしている。さらに、こども施策に関する重要事項として、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報発信や啓発等に取り組むこととしている。

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）	
<p>概要</p> <p>○こども基本法において、以下が規定されている。 ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子育て・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一体的に定めるもの。</p>	
<p>第1 はじめに</p> <p>こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ・全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会 （こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）</p> <p>↓</p> <p>全ての人のため、社会的価値が創造され、幸福が高まる</p>	<p>こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとしている。（こども基本法第1条第3項第1号） こども大綱の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣府（大臣）からこども家庭庁に送付された。</p> <p>内閣府（大臣）より送付 こども政策推進会議 こども家庭庁へ送付 内閣府（大臣）より送付</p>
<p>第2 こども施策に関する基本的な方針</p> <p>①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p> <p>②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p> <p>③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p> <p>④良好な成長環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p> <p>⑤新しい時代の生活の基盤の形成を図るとともに、多様な価値観・考え方を大膽に生かすことにより、子育てに関する多様な意見の形成と実現を促す（「新しい時代の打開」に取り組む）</p> <p>⑥施策の総合性を確保するとともに、関係府庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>	<p>第3 こども施策に関する重要事項</p> <p>こども・若者の視点に立てて分かりやすくするため、ライフステージ別に提示。</p> <p>1 ライフステージを越えた重要事項 2 ライフステージ別の重要事項 （こどもの誕生から幼児期まで、学童期・児童期、青年期） 3 子育て当事者への支援に関する重要事項</p>
<p>第4 こども施策を推進するために必要な事項</p> <p>1 こども・若者の社会参加・意見反映 2 こども施策の共通の基盤となる組織 3 施策の推進体制等</p>	

こども大綱について（概要）

○いじめ防止対策

文部科学省では、令和5年度より、いじめの重大事態について網羅的に報告を求め、重大事態の発生時から進捗を確認し、必要な支援や助言を行うことに加え、調査報告書の収集・分析をし、政策立案への活用等を実施している。

また、いじめの重大事態件数が令和4年度には過去最多の923件となったことから、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見のほか、重大事態の未然防止に向けた地方公共団体への個別サポートチームの派遣等により、いじめ防止対策の強化に取り組んでいる。

こども家庭庁では、主に学校におけるいじめ防止対策に取り組む文部科学省とも連携をした上で、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担うこととしており、いじめの防止に向けた地方公共団体における具体的な取組や体制づくりを実施することで、社会総掛かりでいじめ問題に取り組んでいる。

具体的には、令和5年度から新たに、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業を実施している。これは、地方公共団体の首長部局が学校外からいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止を目指すものである。本事業では、地方公共団体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで取り組む手法等の開発・実証を8団体で実施した。これらの取組に関し、いじめの専門的見地から伴走支援を行う事業者と連携し、成果を取りまとめたほか、地方公共団体の取組の事例発表や、こどもまんなか社会の実現に向けて必要ないじめ防止対策を考えるシンポジウムを開催した。

令和5年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各地方公共団体の事業計画（主な取組）	
団体名	主な取組
北海道 旭川市	令和5年4月に市長部局に創設された「いじめ防止対策推進部」において、相談窓口を設置し、こどもや保護者からの相談に直接対応。
千葉県 松戸市	市長部局に「いじめ相談専用窓口」を開設し、専門職による相談体制を構築。SNSを活用し、休日夜間も相談対応。
三重県 伊勢市	市長部局に「こどもいじめ相談窓口」を開設。被害（加害）者の背景（家庭環境・複合的課題）を踏まえ、関係機関と連携。
大阪府 堺市	臨床心理士等の専門職がこども本人を訪問し、意向や意見を直接聞くとともに、特性等に応じた対応を実施。
大阪府 八尾市	1人1台端末に「いじめ報告相談用アプリ」を導入。福祉部門等の関係部局を始め、教育委員会とも連携。
大阪府 箕面市	市長部局に「いじめ相談・解決室」を新設し、いじめの初期段階から相談・調査を行う「行政的アプローチ」等を実施。
福岡県	知事部局に「こどもいじめ専用窓口」を開設し、県内の小・中・高等学校等の相談対応。県内市町と連携して対応。
熊本県 熊本市	市長部局に、こどもの権利に関する課題解決を図る組織を設置。地域の居場所となるこども食堂やNPO法人と連携していじめ事業を早期把握。

資料「令和5年度『学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証』各地方公共団体の事業計画（主な取組）」

また、いじめ重大事態調査については、初めて調査を行う学校や学校の設置者等にとっては調査経験がなく、調査の立上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されている。

こうした課題などに対応するため、いじめ重大事態調査を行う地方公共団体に対し、第三者性の確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言を行えるよう、令和5年9月から新たに、「いじめ調査アドバイザー」を委嘱し、地方公共団体等から寄せられた調査委員の人選や中立・公平性のある調査方法の実施に関する相談に対して、助言を行っている。

さらに、いじめ重大事態の実態把握や課題点等を洗い出し、国全体での重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげるため、令和5年度から、文部科学省とこども家庭庁が連携して、各学校設置者等が作成した重大事態の調査報告書の収集・分析を開始し、各調査報告書の調査項目や調査期間、いじめの態様、再発防止策等の整理を行い、いじめ防止対策協議会において、随時、分析状況の報告を行った。

加えて、こども家庭庁及び文部科学省を共同議長とし、警察庁、総務省、法務省及び経済産業省が参画する「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」を令和5年9月、同年10月及び令和6年3月に開催し、中学校において道徳の授業見学及びいじめに対する考えや思いに関する生徒との意見交換を行ったほか、各省庁におけるいじめ防止対策に係る取組状況について協議・報告を行った。

法務省の人権擁護機関では、啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」を作成した。同動画は、最近のいじめが、SNSなどのインターネット上で行われ、学校や親など周りから見えにくくなっていることや、ささいなきっかけから深刻ないじめへと発展するケースが少なくないことなどを踏まえ、いじめをなくするためにはどうすればよいか、周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだ時の相談窓口について、事例を基に学んでいく教材となっている。



啓発動画
「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ」

○児童虐待防止対策

こども家庭庁では、令和6年4月から施行されている令和4年改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の整備など妊産婦や子育て世帯に対する包括的な支援のための

体制強化等に加え、こどもの権利擁護を強化するための施策を推進している。

具体的には、同法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが都道府県等の業務とされ、児童相談所長等による一時保護や施設入所の際等の意見聴取等措置が義務付けられるとともに、こどもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されたところであり、令和5年度に作成した運用マニュアル等の周知により適切な運用の徹底を図るとともに、こうしたこどもの権利擁護のための取組を実施する都道府県等への支援を行っている。

また、同法に基づき新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）において、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定するとともに、「一時保護ガイドライン」を改正するなど、一時保護施設の環境改善に取り組んでいる。

文部科学省では、令和5年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について各都道府県教育長等に通知を発出し、児童虐待の未然防止・早期発見等のための留意点等の周知を図った。

法務省の人権擁護機関では、啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」を作成した。同動画では、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、宗教活動に関連する虐待等の様々な事例を取り上げ、こどもや保護者が児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための教材となっている。



こどもパート



大人パート

啓発動画
「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」

○こどもが様々な権利の享有主体であることの認識を促す取組

困難を抱えるこどもが自ら声を上げるには、こども自身が様々な権利の享有主体であることの認識を得ることが重要であり、その気付きを促すため、法務省の人権擁護機関では、児童の権利条約に規定されている生命、生存及び発達に対する権利、こどもの最善の利益の考慮、こどもの意見の尊重及び差別の禁止等について、こどもに分かりやすく解説した啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」を作成し、人権教室等で積極的に活用している。



啓発冊子
「よくわかる！こどもの権利条約」

○保護者の信仰に起因した被害者等に対する支援の取組

「旧統一教会」問題に端を発して、社会的に問題となっている宗教2世・3世と呼ばれるこどもや若者が抱える様々な悩みについては、とりわけ被害が潜在化しやすく、法的トラブルに加え、精神的な困難や貧困など複合的であることから、これらの被害を救済するため、関係各機関が緊密な連携を図りつつ、適切な対策を講ずることが必要となる。

令和6年1月16日には『『旧統一教会』問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議』が設置され、同月19日の第1回会議において、「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策が取りまとめられ、「スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化」、「多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化」等の方針が示された。関係府省庁では、本取りまとめの内容を踏まえ各種取組を推進している。

こども・若者一人一人の人権と尊厳が尊重され、健やかで生き生きとした生活を送ることができる社会の実現を目指し、今後も、こども・若者が様々な権利の享有主体であることの気付きを促すとともに、人権尊重の重要性について理解を深めてもらうためのきめ細やかな人権教育・啓発を推進していく。